

令和5年度

国営造成土地改良施設整備事業猿ヶ石用水地区
水管理施設補足設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営造成土地改良施設整備事業猿ヶ石用水地区水管理施設補足設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営猿ヶ石用水地区の水管理施設の更新工事に当たり、電波状況の悪い子局における安定通信対策について検討・設計を行うものである。併せて、アナログ専用回線廃止に伴う対応策の検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする施設の場所は、岩手県花巻市東和町田瀬地内他で、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条 別紙1に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は業務請負契約書第11条照査技術者及び共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度一般競争参加資格（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうち、建設コンサルタントの参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

ア 親会社と子会社の関係にある

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(一般事項)

第 1-6 条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-7 条 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 電気電子－情報通信 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用 情報通信
	農 業	農業土木 農業農村工学

博士	農学 工学	
シビルコンサルティング マネージャー	電気電子	
	農業土木	

(照査技術者)

第 1-8 条 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	電気電子－電子応用 電気電子－情報通信 農業－農業土木 農業－農業農村工学
	電気電子	電子応用 情報通信
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学 工学	
シビルコンサルティング マネージャー	電気電子	
	農業土木	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木、農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- 2 この業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）施設機械編」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。
- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1-9 条 担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-10 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1-11 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する

書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合には監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	水管理制御方式技術指針(計画設計編)	(一社)農業土木機械化協会	平成25年3月
2	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	(一社)農業土木機械化協会	平成19年3月

(作業条件)

第2-2条 本業務に係る作業実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。

(対象施設)

第2-3条 本業務の対象とする施設は、次のとおりである。

施設名称	管理対象施設			備 考
	対象施設	管理方法		
		現 行	更 新	
田瀬ダム取水施設	・取水ゲート(8門) ・制水ゲート(1門)	現場・遠方操作 (TM/TC)	同左	子局
	・田瀬ダム水位計 ・田瀬ダム流量計	現場・遠方監視 (TM)	同左	
大幡分水工	・分水工ゲート(2門) ・注水ゲート(1門)	現場・遠方操作 (TM/TC)	同左	子局
	・用水路水位計	現場・遠方監視 (TM)	同左	
新地野分水工	・用水路水位計	現場・遠方監視 (TM)	同左	子局
鳥野軽石分水工	・分水工ゲート(1門)	現場操作	現場・遠方操作 (TM/TC)	子局
	・用水路水位計	現場・遠方監視 (TM)	同左	
口内川放流工	・放流ゲート(1門)	現場・遠方操作 (TM/TC)	同左	子局
	・用水路水位計	現場・遠方監視 (TM)	同左	
水押調整池・黒岩分水工	・バルブ(2台)	現場・遠方操作 (TM/TC)	同左	子局
	・用水路水位計 ・調整池水位計	現場・遠方監視 (TM)	同左	
石関分水工	・用水路水位計	現場・遠方監視 (TM)	同左	子局
熊沢放流工	・放流ゲート(1門)	現場・遠方操作 (TM/TC)	同左	子局
	・用水路水位計 ・放流工流量計	現場・遠方監視 (TM)	同左	
国見分水工	・用水路水位計	現場・遠方監視 (TM)	同左	子局

施設名称	管理対象施設			備考
	対象施設	管理方法		
		現行	更新	
稲瀬調整池・三照 鶴羽衣分水工	・バルブ（4台）	現場・遠方操作 （TM/TC）	同左	子局
	・用水路水位計 ・用水路流量計	現場・遠方監視 （TM）	同左	
角川原分水工	・用水路水位計	現場・遠方監視 （TM）	同左	子局
松長嶺分水工	・分水工ゲート（1門）	現場操作	現場・遠方操作 （TM/TC）	子局
	・用水路水位計	現場・遠方監視 （TM）	同左	
下川辺調整池	・分水工ゲート（3門）	現場・遠方操作 （TM/TC）	同左	子局
	・用水路流量計 ・用水路水位計	現場・遠方監視 （TM）	同左	
	・用水路水位計	現場・遠方監視 （TM）	同左	
白岩分水工	・分水工ゲート（2門）	現場・遠方操作 （TM/TC）	同左	子局
	・用水路水位計	現場・遠方監視 （TM）	同左	
横瀬分水工・伊出 川注水工	・分水工ゲート（2門）	現場・遠方操作 （TM/TC）	同左	子局
	・用水路流量計	現場・遠方監視 （TM）	同左	

なお、システム構成図は別紙3を参照。

(参考図書)

第2-4条 本業務で参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次のとおりである。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	電気通信施設設計要領・同解説 （電気編）	(一社)建設電気技術協会	平成29年3月
2	電気通信施設設計要領・同解説 （通信編）	(一社)建設電気技術協会	平成29年3月

(貸与資料)

第2-5条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	国営猿ヶ石用水農業水利事業 事業計画書	1式
2	国営猿ヶ石用水農業水利事業 事業成績書	1式
3	国営猿ヶ石用水農業水利事業 施設管理図	1式
4	国営猿ヶ石用水農業水利事業 事業誌	1式
5	平成11～12年度 猿ヶ石用水農業水利事業 水管理施設制作据付工事 完成図書	1式
6	平成13年度 猿ヶ石用水農業水利事業 水管理施設総合運転調整工事 完成図書	1式
7	平成13年度 猿ヶ石用水農業水利事業 水管理施設制作据付（その2）工事 完成図書	1式
8	令和2年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 猿ヶ石用水地区水管理施設機能診断調査業務 報告書	1式

9	令和3年度国営造成施設緊急整備対策調査 猿ヶ石用水地区水管理設備更新計画策定その他業務 報告書	1式
10	子局携帯電話回線電波状況調査結果（令和5年10月実施）	1式

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2-6条 第2-4条及び第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は機能診断作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は別紙2「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作業項目	数量
1. 準備作業	
1-1. 現地調査	1式
1-2. 資料の検討	1式
2. 安定通信対策検討	
2-1. 携帯電話回線安定通信の対策検討	1式
2-2. 携帯電話回線安定通信の対策工に伴う実施設計	1式
3. 回線廃止の対応策検討	
3-1. アナログ専用回線廃止の対応策検討	1式
4. 照査	1式
5. 点検取りまとめ	1式

（作業の留意点）

第3-2条 本業務における作業の留意点は、次のとおりである。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果当の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

- ・農業農村整備民間技術情報データベースについては、
<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システムについては、
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、施設機械工事等数量算出要領（案）に基づき行うものとし、それ以外については、監督職員と協議するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第 3-3 条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ・設計条件・前提条件
- ・業務計画の妥当性
- ・スケジュール

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第 4 章 打合せ

(打合せ)

第 4-1 条 共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階（業務計画書作成段階）※業務確認会議を兼ねる
- 第 2 回 中間打合せ（安定通信対策案及び回線廃止の対応策案作成段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、打合せの内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙1に掲げる割合に予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部

成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 業務管理

(情報共有システム)

第6-1条 情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合
- (7) その他

第8章 定めなき事項

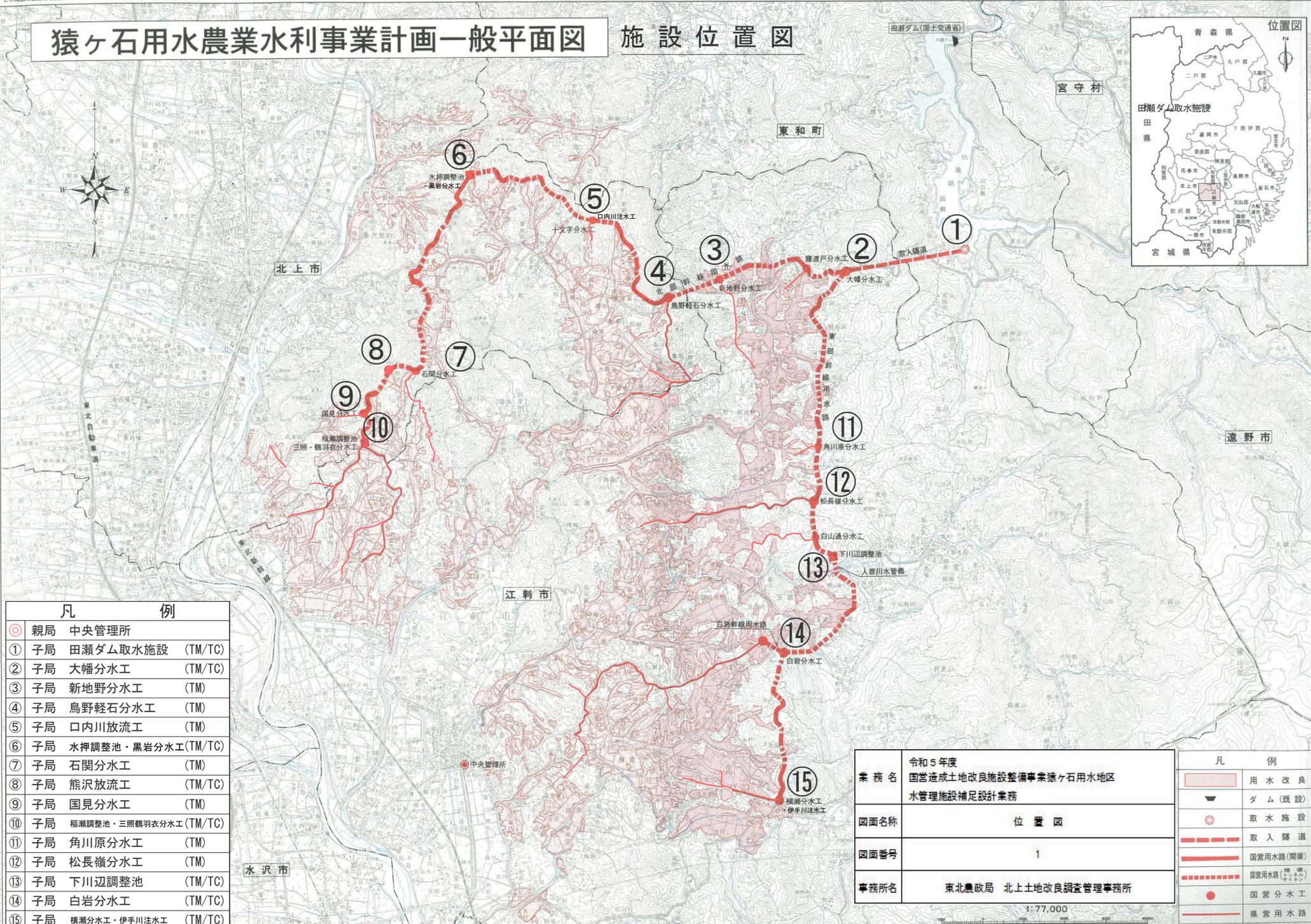
(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【別添】

この地図は国土地理院長の承認を得て同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号) 平13、東農第251号

猿ヶ石用水農業水利事業計画一般平面図 施設位置図



凡 例	
◎	親局 中央管理所
①	子局 田瀬ダム取水施設 (TM/TC)
②	子局 大幡分水工 (TM/TC)
③	子局 新地野分水工 (TM)
④	子局 鳥野軽石分水工 (TM)
⑤	子局 口内川放流工 (TM)
⑥	子局 水押調整池・黒岩分水工 (TM/TC)
⑦	子局 石関分水工 (TM)
⑧	子局 熊沢放流工 (TM/TC)
⑨	子局 国見分水工 (TM)
⑩	子局 稲瀬調整池・三照・鶴羽衣分水工 (TM/TC)
⑪	子局 角川原分水工 (TM)
⑫	子局 松長嶺分水工 (TM)
⑬	子局 下川辺調整池 (TM/TC)
⑭	子局 白岩分水工 (TM/TC)
⑮	子局 横瀬分水工・伊手川注水工 (TM/TC)

業務名	令和5年度 国営造成土地改良施設整備事業猿ヶ石用水地区 水管理施設補足設計業務
図面名称	位置図
図面番号	1
事務所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

凡 例	
	用水改良
	ダム(既設)
	取水施設
	取入隧道
	国営用水路(開渠)
	国営用水路(閉鎖)
	国営分水工
	県営用水路

1:77,000

別紙 1

【割合】

次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、調査を除く請負契約については、その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

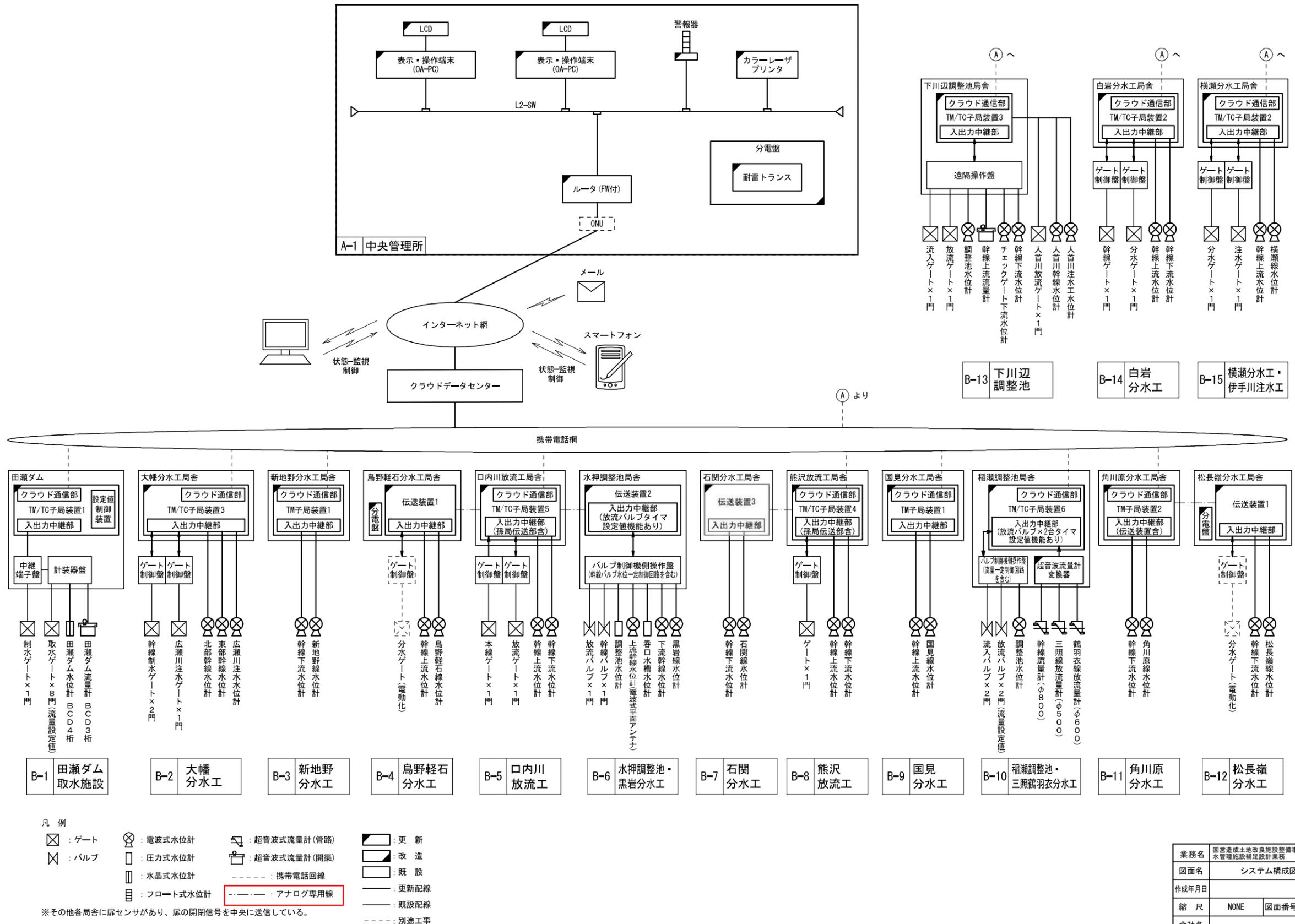
業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

別紙 2

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	作業に必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	収集資料及び貸与資料の内容を把握する。	○
2. 安定通信対策検討		
2-1. 携帯電話回線安定通信の対策検討	貸与資料の子局携帯電話回線電波状況調査結果を踏まえ、電波が弱く安定した通信ができないと想定される子局について、安定通信を図るための対策を検討する。	○
2-2. 携帯電話回線安定通信の対策工に伴う実施設計	2-1. の検討結果を踏まえ、対策工の実施設計（機器仕様の検討、図面の作成、数量計算書の作成及び概算工事費の算定）を行う。	○
3. 回線廃止の対応策検討		
3-1. アナログ専用回線廃止の対応策検討	貸与資料の「令和3年度国営造成施設緊急整備対策調査猿ヶ石用水地区水管理設備更新計画策定その他業務報告書」の図面「システム構成図（更新）」において、更新後もアナログ専用回線を使用する計画となっている子局について、当該回線の廃止を想定した代替案・対応策の検討を行う。	○
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。	○
5. 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する	○

システム構成図(更新)



業務名	国営造成土地改良施設整備事業猿ヶ石用水地区水管理施設補足設計業務		
図面名	システム構成図(更新)		
作成年月日			
縮尺	NONE	図面番号	1
会社名			
事務所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		

注：当図はおおよその配置を示すものであり、正確な寸法、外形を表すものではない。